

三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に関するQ&A

令和 7（2025）年 3 月 25 日策定
資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料流通政策室

LP ガスの商慣行是正に関する改正法令（令和 6（2024）年 4 月 2 日公布）のうち、三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律については、令和 7（2025）年 4 月 2 日に施行されます。

これに先立ち、各方面から寄せられた質問等を踏まえて、以下のとおり考え方を整理しました。本規律の趣旨・目的は、LP ガス料金の透明性を高めつつ、費用回収の在り方を適正化することで、消費者利益を確保することにあります。LP ガス販売事業者におかれては、当該趣旨・目的を理解の上、下記内容につき十分留意して対応いただきますようよろしくお願いします。

（注）用語の定義

- ・改正法令：「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和六年経済産業省令第三十二号）
- ・液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

記

1. 三部料金制に係る規律（設備費用の外出し表示）の対象

- 三部料金制の徹底に係る規律が施行される令和 7（2025）年 4 月 2 日以降に締結される LP ガス販売契約（新規契約）のみならず、施行日時点における LP ガス販売契約（既存契約）に係る料金についても、LP ガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の 3 つに分けて通知することが必要。
- また、消費者向けの LP ガス料金のみならず、飲食店等の業務用 LP ガス料金も含め、液石法に規定される「一般消費者等」との契約に係る料金において、基本料金・従量料金・設備料金の 3 つに分けて通知することが求められる。

2. 料金請求時の通知の方法

2-1. 請求書における設備料金の記載方法

- 消費者が、LP ガス料金の内訳として、基本料金・従量料金・設備料金があると認識できるよう記載することが必要。
- このため、LP ガス料金総額の内訳として基本料金・従量料金・設備料金を並べて記載することが求められ、例えば、設備料金のみ請求書の備考欄に記載することや、「設備料金なし」とのはんこを請求書に押すという対応は、三部料金制に係る表示の規律を満たさない。

2-2. 請求書・検針票などの扱い

- 請求書上で、基本料金・従量料金・設備料金と並べて記載することが必要。それを前提として、検針票に設備料金を記載することまでは求めないが、消費者のわかりやすさの観点からは、請求書と検針票の記載内容が共通していることが望ましい。
- なお、LP ガス料金の請求額を消費者に通知する方法は多様であり、例えば、検針票兼請求書による通知もありうる。ところ、通知方法・手段の適切さについては、LP ガス事業者が請求書と認識し、それを受け取る消費者側も請求書として認識しうるものかどうかに基づき判断する。

2-3. 従量料金だけの料金等の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示）は、LP ガス料金を請求する場合、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することを求めるもの。各料金に該当するものがなくても、3つに分けて金額等を通知することが必要。
- すなわち、従量料金だけの料金であっても、基本料金や設備料金について「0円」「該当なし」と記載することが求められる。

3. 施行前に交付された14条書面の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律により、14条書面の記載事項であるLP ガス料金の「算定の基礎となる項目」（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）に変更がないのであれば、これを再交付することまでは求めるものではない。
- ただし、改正法令公布前の調査において、三部料金制を適用している事業者割合が1割に満たないという実態を踏まえると、既存契約に係る14条書面について、「算定の基礎となる項目」や「算定の基礎となる項目についての内容の説明」等を適切に修正することが望ましい。

4. 設備料金の計上方法、「0円」「該当なし」としている場合の扱い

- どのように設備料金を計上するかの詳細についてはLP 事業者の判断事項であるが、その内容について、消費者などに対して説明責任を負うことに十分留意する必要がある。
- 規制当局としては、LP ガス事業者が賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っている場合においては、LP ガス消費者からその費用を回収しているという前提で説明を求める。いわゆる自助努力によりLP ガス料金として回収していないという説明のみでは、消費者から費用を回収していないとは言い切れないと考えられ、例えば固定資産台帳等の経理的書類等により、当該設備が減価償却されているか否か、経費として処理されているか否かを確認することを想定している。

以上

【参考】三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律の概要

1. 施行期日

令和7（2025）年4月2日

2. 規律の内容

① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底

液石法施行規則 第十六条

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

（注）

「一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用」	=	基本料金
「当該量に応じて生ずる費用」	=	従量料金
「消費設備の貸与等に係る費用」	=	設備料金

② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

液石法施行規則 第十六条

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

液石法施行規則 第十六条

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。
ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

3. 規律の趣旨・目的

- 不透明で高いと指摘されている LP ガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞

- エアコンやインターホン等、LP ガス消費とは関係ない費用を LP ガス料金として回収するのは不適当。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LP ガス料金として回収するのは不適当。

(参考)「WG 中間とりまとめ」(2024 年 4 月 19 日)・抜粋

いわゆる「無償貸与」等による過大な営業費用が不透明な形で LP ガス料金に上乘せられて回収されている場合がある。具体的には、通常であれば家賃に含まれるべき設備や機器等の費用や、ガス消費とは関係ない電気エアコンやインターホン等の設備費用が、消費者が負担する LP ガス料金として回収される場合があり、それが不透明で高い LP ガス料金の要因と指摘されている。LP ガス料金の透明性を確保しつつ、LP ガス料金として本来あるべき費用回収構造に転換していく必要がある。

(参考)「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(以下「取引適正化ガイドライン」という。)(2024 年 7 月 2 日改訂)・抜粋

これらの規定は、不透明で高いと指摘されている LP ガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

4. LP ガス事業者による説明責任（取引適正化ガイドライン）

- 消費者に対して LP ガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の 3 つに整理して通知しなければならない。(該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0 円」と記載する必要あり)
- LP ガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0 円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担する LP ガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

5. 既存契約に係る経過措置・望ましい行為（取引適正化ガイドライン）

- 令和 7（2025）年 4 月 2 日時点で締結済みの LP ガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（令和 6 年改正液石法施行規則附則第 2 条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（令和 6 年改正液石法施行規則附則第 3 条）。

令和 6 年改正液石法施行規則附則

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 既存契約の新制度への移行に関するご意見（パブリックコメント）に対する回答・抜粋

- ✓ 三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025 年 4 月 2 日時点）における LP ガス販売契約（既存契約）に係る料金については、投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示を求めることで LP ガス料金の透明性を確保することとしています。
- ✓ その上で、ご指摘の点も考慮し、新制度に対応した料金へ早期移行を促すべく、改正省令の附則第 3 条に努力義務規定を設けました。当該規定も踏まえつつ、公開モニタリングの場等を通じて、LP ガス事業者による対応を促してまいります。